

日本ラテンアメリカ学会

理事長・理事選出規則

(2015年5月の総会にて名称を変更)

第1条 (目的)

(2015年5月の総会にて一部改訂)

本規則は、日本ラテンアメリカ学会会則第13条に基づき、理事長および理事の選出について規定するものである。

第1条の2 (理事の選出方法)

(2015年5月の総会にて追加)

理事のうち15名は理事選挙により、その他の理事は次期理事長・理事選考委員会により選出する。

第2条 (選挙管理委員会)

(2015年5月の総会にて一部改訂)

1. 選挙管理委員会は、理事選挙の事務を管理・運営し、当選者を確定する。
2. 委員会は、理事長から委嘱された正会員5名以上、7名以下をもって構成する。

第3条 (選挙権および被選挙権)

(1999年6月、2007年6月、2014年6月、2016年6月の総会にて一部改訂)

1. 選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員はこの限りではない。
2. 被選挙権は正会員がこれを有する。ただし連続2期理事を経験した者は、次の2期理事選挙の被選挙権が停止される。また休会中の正会員は被選挙権を有しない。

第4条 (選挙の方法)

(1994年6月、1997年6月、1999年6月、2001年6月、2015年5月、2016年5月の総会にて一部改訂)

1. (削除)
2. 投票の秘密は保証されなければならない。
3. 選挙権を有する会員は、6名以下の被選挙権者に票を投じることができる。
4. 次の各号の場合、投票は無効とする。
 - (一) 投票の秘密を妨げる行為があった場合。
 - (二) 6名を超える被選挙者に票を投じた場合。その他の投票の効力については、選挙管理委員会の決定による。
5. 得票数に基づいて15名の理事と次点候補者を選出する。得票数が同じであるときには、入会日付、次いで年齢によって順位を決める。

6. (削除)

7. 選挙管理委員長は、第5項に基づいて確定した当選者に対して、すみやかに理事就任の可否を確認する。理事就任を辞退する当選者がいる場合には、第5項の手続きに従って次点候補者を当選者に繰り上げ、理事就任の可否を確認する。

第4条の2 (次期理事長・理事選考委員会)

(2015年5月、2016年6月の総会にて追加)

1. 理事選挙の当選者は、次期理事長・理事選考委員会を構成する。
2. 理事長は理事選挙の当選者確定後、すみやかに次期理事長・理事選考委員会を招集しなければならない。
3. 理事長は、次期理事長・理事選考委員会の議長を務める。議長は議決に参加することができない。ただし理事長が理事選挙の当選者である場合にはこの限りではない。
4. 次期理事長・理事選考委員会は、互選によって次期理事長を選出する。
5. 次期理事長・理事選考委員会は、正会員の中から5名以内の理事を選出する。その際、専攻、年齢、勤務地などが会員の分布を反映するように留意しなければならない。また、理事選挙の被選挙権を有する会員から選出することを原則とする。理事選挙による当選者の中に東日本(新潟、群馬、山梨、神奈川以東)、中部日本(長野、静岡、富山、石川、岐阜、愛知、三重)、西日本(福井、滋賀、奈良、和歌山以西)の各地域のブロック会員が少なくとも1名含まれていない場合には、理事選挙の結果を参考にしつつ、次期理事長・理事選考委員会で選出する理事にそのブロックの会員を必ず含めるものとする。次期理事長・理事選考委員会は、同委員会によって理事に選出された会員が理事就任を辞退する場合に備えて、あらかじめ代替理事候補を、順位を付けて定めるものとする。次期理事長・理事選考委員会による選出理事に対する理事就任可否の確認と選出理事への繰り上げは、現理事長がこれを行う。

第4条の3 (理事の補充)

(2015年5月の総会にて追加)

1. 理事選挙で選出された理事に欠員が生じ、理事会が補充の必要を認めた場合は、選挙管理委員会が次点候補者を繰り上げて当選させるものとする。
2. 次期理事長・理事選考委員会で選出された理事に欠員が生じ、理事会が補充の必要を認めた場合は、理事会が正会員の中から補充の理事を選出する。

第5条 (施行規則)

(2001年6月の総会にて一部改訂)

理事の選挙についての細則は、選挙管理委員会が定める。

第6条 (規則の変更)

(2001年6月の総会にて一部改訂)

本規則は、理事会および総会において、それぞれの出席者の過半数の賛成の決議によらなければならない、変更することができない。